厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五

号)第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに

施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月一日

から適用する。

令和五年十一月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

| (傍 |
|----|
| 線 |
| 部 |
| 分は |
| 改改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |

| 改正後 | 改 正 前 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 | 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚 |
| 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する | 生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する |
| 先進医療 | 先進医療 |
| 一(略) | 一 (略) |
| 二削除 | 二 経皮的乳がんラジオ波焼め、療法 早期乳がん(長径が一・ |
| | 五センチメートル以下のものに限る。) |
| 三~七十一 (略) | 三~七十一 (略) |
| 第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとし | 第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとし |
| て厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施 | て厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施 |
| する患者申出療養 | する患者申出療養 |
| 一~三 (略) | 一~三 (略) |
| 四削除 | 四 経皮的乳がんラジオ波焼炉療法 早期乳がん(長径が一・ |
| | 五センチメートル以下のものに限る。) |
| 五~十四 (略) | 五~十四 (略) |